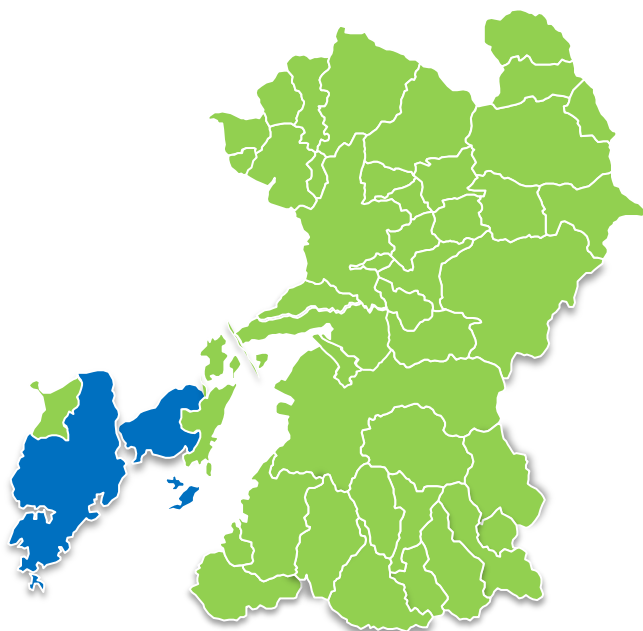


求む!! 漁師

天草市では、天草の漁業を担う漁業就業希望者を募集しています。
天草で漁業就業を目指す方に対して、長期研修等様々な支援を行います。

一本釣り
延縄
刺し網
底曳き網
定置網
タコツボ・フグカゴ
他



【お問い合わせ先】

- 漁業に関するお問い合わせ：熊本県天草市 水産振興課
TEL:0969-23-1111 E-mail:suisan@city.amakusa.lg.jp
 - 移住に関するお問い合わせ：熊本県天草市 地域政策課
TEL:0969-27-6000 E-mail:iju@city.amakusa.lg.jp
- 熊本県天草市東浜町8番1号(令和元年6月3日～移転)

漁業就業定着支援給付金

事業内容:就業5年未満の独立型の漁業に就業する65歳未満で年間90日以上就業が見込める者に対し、最長5年間(就業時45歳未満5年間、45歳以上3年間) 給付金を給付します。

給付金額:年間150万円(125千円/月)。ただし、前年所得に応じ給付額を減額します。

また、給付金受給中に年金等の受給が発生した場合は、算出した給付金額から差し引くものとします。

①前年所得100万円未満のときは満額給付。

②前年合計所得金額が100万円以上350万円未満のときは、 $(350万円 - 前年所得) \times 3/5$ (1円未満切り捨て)で算出。

③前年合計所得金額が350万円以上のときは給付しません。

給付対象:新規就業者にあつては、長期研修修了者、漁家子弟にあつては、独立または経営継承した者。

漁業就業奨励金(親元就業)

事業内容:親元就業5年未満で90日/年以上の就業が見込める45歳未満の漁家子弟に対し、60万円/年の奨励金を最長5年間給付します。

給付要件:経営者の漁業が独立型の漁業で所得が250万円未満であること。

※独立・経営継承するなど給付金の要件を満たせば、給付金へ乗り換え可能とする。

漁業就業奨励金(独立・経営継承)

事業内容:親元就業5年未満で90日/年以上の就業が見込める45歳以上の漁家子弟に対し、2年以内の独立・経営継承を条件に、60万円/年の給付金を最長2年間給付します。給付要件は親元就業と同様です。

漁業定着支援施設整備補助金

事業内容:天草市管内の漁業協同組合が就業5年未満の新規就業者とリース契約を締結することを前提に漁船、水産機器、漁業設備、漁具等を購入する場合、250万円を上限に購入経費の1/2を漁業協同組合に交付します。

留意事項:補助対象物件については、動力漁船にあつては耐用年数5年以上が見込めるものとし、漁協、市、熊本県等関係者で構成する審査会において物件、営漁計画等の承認を受けるものとします。

※100万円を上限に必要経費の1/4を助成する熊本県の補助あり。

→市補助+県補助で最大75%補助。

※これらの支援のほか、漁業技術習得を目的とした長期研修制度もあります。

【用語の解説】

- 独立型漁業:雇用されるのではなく、自ら漁獲した水産物を出荷して収入を得る漁業
- 新規就業者:漁業経験がなく、新たに漁業就業する人
- 漁家子弟:漁業経営者の3親等以内の親族(原則として漁業経営者よりも年少者)
- 独立:親元での就業などの雇用状態から離れ、自ら漁業経営を始めること
- 経営継承:親族の廃業により、漁業基盤を継承して漁業経営を行うこと

HP「あまくさで農業・漁業・林業に挑戦！！」

<http://dream.amakusa-web.jp>



天草市移住・移住サイト「あまくさライフ」

<http://inaka.amakusa-web.jp/>

